入所申込確認書

|  |  |
| --- | --- |
| 「幸手市保育施設利用の手引き」を確認し内容を理解しました。(新規申込みの場合） | □ |
| 認定申請書に保育の必要性証明書類を添付しています。 | □ |
| 申請書の記載事項に変更があった場合、速やかに保育施設またはこども支援課あてに届出書を提出いたします。（住所変更、保護者や家族構成の変更、次子の妊娠・出産など） | □ |
| 保育施設入所中は、保育認定を受けていることが必要です。（就労の方）仕事を退職した場合は、保育施設またはこども支援課に退職後１週間以内に届出書を提出いたします。再度就労しない場合や２か月以内に就職できなかった場合は、保育施設は退所となることに同意します。 | □ |
| 就労証明書は、事業所の担当者が記入したものです（勤務先に電話等で照会する等、勤務実態の確認をさせていただくことがあります。提出のあった内容と事実が異なることが判明した場合は、退所となります）。（就労の方）勤務時間、勤務日、勤務場所の変更や、妊娠出産の事由があった場合、速やかに届出書を提出し、新しい就労証明書や家庭状況申立書を添付します。 | □ |
| 入所時点での就労条件が申込時の基準を下回る場合（育児短時間勤務を除く）、原則として退所となることに同意します。（短い勤務時間等になることが分かっている場合、その旨を就労証明書に明記してください。） | □ |
| 提出した書類に虚偽があった場合、入所が取り消されることに同意します。 | □ |
| 利用者負担金（保育料）は１か月単位となっており、月の初日に在籍していれば、１か月分の利用者負担金（保育料）がかかります。また、月の途中で退所しても日割り計算されません。このことに同意します。保育料及び副食費（公立のみ）は銀行口座からの引き落としとすることに同意します。 | □ |
| 保育の実施及び利用者負担金（保育料）算定のため、市が保有する住民基本台帳の情報及び課税情報等を確認することに同意します。 | □ |
| 延長保育・時間外保育は、入所後各保育施設で申込・審査となります。（０歳児については子どもの心身の発達状況から、１歳の誕生日まで「保育短時間の通常時間」のみのお預かりとしている施設があります。当該施設に入所した場合、保育標準時間認定を受けていても保育短時間の通常時間のみのお預かりとなります。） | □ |

**１　申請にあたっての同意事項（チェックリスト）**

|  |  |
| --- | --- |
| 同意年月日　　　　年　　　月　　　日　　　　（署名） | 保護者氏名（父） |
|  | 保護者氏名（母） |

**２　該当者のみの同意事項**

|  |  |
| --- | --- |
| **育児休業中で申請の方**〇生まれた子どもが満１歳を迎える月の末日（前月入所の場合満１歳の誕生日）までに職場復帰をします。年度の途中に入所した場合は入所月の月末までに職場復帰をします（育児休業復帰前に就労証明書を提出してください）。 | □ |
| 〇育児休業を受けていた会社に同じ条件で復職し、育児休業復帰前に就労証明書を提出します。（育児短時間勤務の取得は可能です。雇用契約を変更したり、会社を退職（別の会社への転職含む）する場合は育児休業復職での申込みはできません。） | □ |
| 〇復職について | 右記のいずれを選択 | ・直ちに復職を希望する | どちらか一方にチェック | □ |
| ・職場復帰せず育児休業の延長を希望する | □ |
| **求職活動、就労内定の方、保育認定の基準を満たしていない方**＜求職活動の方＞２か月以内に就労し、就労証明書を提出します。＜就労内定の方、就労の基準を満たしていない方＞就労開始後基準を満たす就労（週４日以上かつ１日４時間以上（月１６日、６４時間以上））をした後、実績の就労証明書を提出します。 | □ |
| **保育施設の転所を希望する方** 転所が決定した場合、元の保育施設に戻ることができないことに同意します。 | □ |
| **出産事由で入所する方** 出産後８週にあたる日の属する月の月末までの保育認定期間となることに同意します。 | □ |
| 上記の内容に同意し、条件を満たせない場合は退所します。　　　　　　　　　　　令和　　　　　　年　　　　　月　　　　　日　　　保護者氏名（署名）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　**裏面に続く** |

**３（１）きょうだいの状況について**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 保育施設や幼稚園に在籍している年上の子ども | □　いる　子どもの名前（ 　　　　　　）　　　　　　　　　　　　 | 保育所幼稚園 |
| □　いない |

**（２）同居世帯の(申請乳幼児も含む)全てのきょうだいの記入をしてください。**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 子どもの名前　 | 　　年　　齢　　　 | 子どもの名前　 | 　　年　　齢　　　 |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |

(年上のきょうだいが保育所･幼稚園に在籍している場合、保育料が半額や無料になります。)

**４　利用希望時間、送迎について**

|  |  |
| --- | --- |
| 希望する曜日 | □ 月曜日　□ 火曜日　□ 水曜日　□ 木曜日　□ 金曜日　□ 土曜日 |
| 子どもの送りの方 | 　□ 父　　□ 母　　□ 祖父母　　□ その他 （　　　　　） |
| 保育施設までの交通手段 | 　□ 徒歩　　□ 自動車　　□ 自転車　　□ その他（　　 　　）　 |
| 送迎時間、勤務時間（入所していない場合は第１希望の保育施設までの時間） | 自宅から保育施設の移動時間　午前　　時　　分発　午前時　　分着 |
| 保育施設から勤務先の移動時間　午前　　時　　分発　午前時　　分着 |
| 勤務先から保育施設の移動時間　午後　　時　　分発　午後時　　分着 |
| 子どものお迎えの方 | □ 送りと同じ方　　　□ 別の方がお迎え（続柄　　　　　　　　） |

１　保育施設を利用できる時間は、送迎者の勤務時間と通勤時間、保育施設までの送迎時間となり、買い物に立ち寄る等の私的な理由で利用はできません。

２　送迎時間が午前８時３０分～午後４時３０分となる場合、目安として勤務時間が月１２０時間未満の方（通勤時間は別途考慮）は保育短時間、それ以外の方は保育標準時間となります。実際の保育時間は、保育所と　　　相談して決めていただきます。

 **５　該当する場合の添付書類**（☐に該当する場合添付書類をつけてください）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| □ | **前年１月１日以降に幸手市に転入してきた方で申請書にマイナンバーの記載がない方** | 課税証明書 |
| □ | **生活保護世帯の方** | 生活保護受給証の写し |
| □ | **ひとり親世帯の方** | 児童扶養手当受給者証または戸籍謄本（新規申請の場合）の写し |
| □ | **在宅障害者（児）のいる世帯** | 障害者手帳等の写し |
| □ | **母が出産予定で母子手帳の写しを提出していない方** | 母子手帳の写し（分娩予定日の記載ページ） |